

浦安市公の施設への指定管理者制度の導入に当たっての基本方針

国の三位一体改革など、地方公共団体においては先行き不透明な厳しい財政事情の中で、市民サービスの質や量を低下させることのないよう、また、将来の新たな行政課題に適切に対応できるよう、より適正で持続可能な財政運営が求められている。

このような状況を踏まえ、本市では、一部事業の民間委託やPFIの事業手法を取り入れるなど、将来を見据えた財政運営に取り組んできたところである。今般、公の施設の管理、運営の新たな方向性を示す指定管理者制度が創設されたことにより、本市においても従来の委託による管理手法から指定管理者に代行させる手法に適切に移行させるとともに、いわゆる「直営」で行ってきた施設についても、この制度の導入を検討していかなければならない。

このような考えの下、本市における公の施設への指定管理者制度の導入については、次の方針により行うものとする。

- 1 改正前の地方自治法の規定により管理運営を委託している施設については、平成17年度中に条例改正等の必要な準備作業等を終え、平成18年4月から指定管理者制度へ移行すること。
- 2 新たに開設する施設及び市が直接、管理運営している施設については、指定管理者制度の導入を検討すること。
- 3 指定管理者を選定する際の基準は、次のとおりとすること。
 - (1) 市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - (4) その他施設の性格、設置目的等により必要と認める事項¹

¹ 必要と認める事項

個々の施設の性格や設置された目的から導き出される項目であって、3の(1)から(3)までの共通する事項と異なり、所管する部署が考慮の上、付加する基準である。

4 指定管理者の選定方法

- (1) 指定管理者制度の趣旨に鑑み、原則として、公募すること。
- (2) (1)にかかわらず、施設の性格、設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な次のような場合及びこの導入方針の決定前において既に公募に準ずる選定手続を経ている場合²については、指定管理者を公募せず、選定することとする。

ア 地域の人材を活用するなど合理的な理由がある場合

イ 専門的かつ高度な技術、能力等を有する者や団体が客観的に特定される場合

ウ 同一又は隣接の建物に、既に所在する施設に他の施設が併設される場合又は複数の施設が新設される場合等であって、同一の指定管理者を指定することが合理的であると客観的に認められる場合

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき公の施設を管理代行させる者を選定する場合

オ その他市長が特に必要と認める場合³

- 5 この方針は、平成16年7月15日から実施するものとする。

² 公募に準ずる選定手続を経ている場合

この導入方針の決定前に、既に公募の方法や公募に準ずる方法により施設を管理代行する者の選定手続を行っている場合には、市とその者との間の信頼関係等を考慮し、その進行している手続を尊重する取扱いとするものである。

³ その他市長が特に必要と認める場合

「その他市長が特に必要と認める場合」とは、市長が、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が指定を辞退した場合において、当該指定管理者の管理していた公の施設について直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときなどをいう。